

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2025年7月29日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都市右京区太秦下刑部町12		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 公営企業管理者 交通局長 北村 信幸			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	965 台	6 台	7 台	1028 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	15 台	0 台	1 台	14 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	301.6	キログラム	269.5	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	0	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	・機器に異常があった際は、各保守点検業者へ連絡し対応している。なお、空冷ヒートポンプエアコン、空気熱源ヒートポンプチャラーについては、故障した際の設備警報を取っている。 ・所有している第一種特定製品の台帳を作成し、随時情報を更新するなど、適切に管理している。 ・日常の車両点検または設備点検において、各装置の簡易点検を実施			
	廃棄時	工程管理制度に基づき、充填回収業者から交付された証明書を確認し、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認している。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律に基づく簡易点検を実施し、異常がないか確認している。 ・3か月に1回の簡易点検及び、7.5Kw以上の機器については有資格者の点検を実施している。			
	廃棄時	工程管理制度に基づき充填回収業者から交付された証明書を確認し、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認した。			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	機器の更新のタイミングに合わせて、より地球温暖化係数の低い冷媒の製品を導入することを検討する。				
特記事項					

- 注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
- 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。